

木林事務局長に「問責決議提出」への 関与について聞く

場所：議会事務局

日時：2020年4月15日

(三好、寺西、橋本?の各氏は仕事しながら在室)

吉岡：忘れたら困るから、一番簡単で関係ないやつを確認しておきたい、別件ですから。あの一、議会の関連規則をまとめたものなんですけども、その時にあの一、議員になった時にいただいた資料なんですけど、その中にあの一、行政報告及び事務報告とありまして、質問は一議員に1回限り質疑を認めると書いてある。自分がここにあるのは一つだけだけど、他にも議員必携とかその他あったかと思うんだけど、調べてたら見当たらないんだけども、どっかありますか？

木林：ありますかって何がありますか？

吉岡：行政報告に対して一議員一回質問と書いてある

木林：それは一議員に一回とはないと思う、書いてあるのは

吉岡：ここにあるだけですか

木林：そうですね

吉岡：そうですか、ここにあるだけですか

木林：議員必携の中に一議員に一回と書いてあるの議員必携の中にはない、ここだけ

吉岡：わかりました。それで、色々いまだにこれが出るもんだから、議会の事務局長にも聞いておいた方がいいと思ひまして。問責決議が議会に入りましたでしょ。これが出されるプロセスがありますよね。問責決議を議会に出すにあたって、木林さんの指導というのか、出すべきだという方向での指導が実際にあったのかということかということなんだけど

木林：指導っていうのは、私が議員さんを指導するんですか。出してくださいと指導するということですか

吉岡：ま一、言い方はいろいろあるだろうけど、というのは、この問責決議は議長の命令で出すように議会事務局長に指示したのかと、早い時期に議長に聞いたんですよ。そしたら(議長は)いやしてませんと。そうすると議員の中から自主的に出そうということでこういう文書が作

られて、そして議運にかかってやりましょうという過程で議会の事務局長として仕事をされたのか、それともこの文章を議会事務局長木林さんが書かれてこれでそうだろうという風にして

木林：まずですね、いいですか、話しても。私の方から議員さんに指導するってその立場では議会事務局長はありませんので、

吉岡：私もそう思っています

木林：あの一、おかしな これを出しなさいとかこれをやって下さいということは、私の方から議員さんをお願いしたり指示したりはできないんじゃないでしょうかね。

吉岡：わかりました。そういう認識だということはわかりました

木林：それからそのプロセスは、この間メールが来て議事録一式くれというメールが来たんですが、吉岡さんから、議運のやり取りと予算とコロナの臨時議会と議運のやり取りの始まりから議事録かどうかってこともあるんですけど、プロセスはこれ見るとわかるのかなと

吉岡：希望したんだけどね

木林：ちょっと話それですけど、議事録は議会運営員会は今まで議会に出してる報告書、議運の委員長が出してる報告書、それをもってずっと歴代会議議事録として整理してた。それと効果がなかったのかな。あと国会は全文記録なんですよ。事実全文記録。議運は全文記録じゃなかった。そんな経過もあって、途中で一回吉岡さんにそれ変じゃないかと言われて報告書の他に簡易な用件だけ書いたものをその年からかな、整理してあるんで、全文控えではないですけど、最初の議運のところは議事録があって、吉岡さんの中から録音しているんで、それは全文記録。2回目も全文記録。で、議事録整理してあとで渡します。それ見ればプロセスはわかると思います。

吉岡：わかりました。それを見て判断して理解しようと思います。こういう質問をしたのは背景が実はありまして、それをまず言わないとならないと思うんだけど、実は問責決議で出たのは、12/19 ですね。出たんだけど、これはこの日はね、議会の2日目だったんだけど、私が一般質問の2番目だったんですよ。私その日もしようと思って 準備してたんだけど、その2日目の議会の12時近く、1分前か2分前かわかんないんだけど、その直前に隆男さんと田村さんが遅れて入ってきたわけ。遅れてってのは開会じゃないよ。12時直前に入ってきて二人とも議員必携を見てたんですよ。そして2人で議員必携開いて紙見ながら確認してたりしてたわけね。ここは想像だから。あー、隆男さんと田村さんは、議会事務局から、議員必携のこのページが何らかの反対する場所だということを指示というか教唆というか教えてもらって、何らかのコミュニケーションがあって、想像の範囲だからね。そして議会始まる12時直前に二人そろって入ってきたわけね。まずは一つは終わりました。私の一般質問あったでしょ。それは終わりました。家で録画してますから、帰って録画を見たら、隣にいる鳥越議員が議員必携を読んでるわけ。つまり問責決議案を提案した、くどうたかお氏とそれと一緒に判を押した田村氏が、議会直前に議員必携を持って入ってきて、賛成討論した鳥越氏が、いつも私の一般質問を体ひねったり首ひねったりそういうアクションをするんだけど、その日はもっぱら議員必携を読んでいるわけ。それが録画に映ってるわけ。で、ちなみ

に映ってるの。議会会議規則では、新聞等の閲覧禁止ってあって、会議中、参考のための質問の他、新聞紙または職責の類を閲覧してははならないって書いてるわけ。知ってるかどうかかわからない、議長事務局長が気づいてるかどうかかわからないけど、私の一般質問の時に、そういう状態ではあったわけ。で、ここでその読んだのは置いといて、共通してるのは、3人そろって議員必携を持って、会議に臨んでいたという事実はあります。それで議会事務局としてもそれは何人かいるわけだけれども、実際の動きを見ながら議員必携について一定のアドバイスができるとすれば、私は木林さん以外ないと思っているので、そういう意味でこの質疑の議決は議員が決めるんだけど、乗っけるまでのプロセスにおいて議長は一切触れていないと言っていたから

木林：その通りです

吉岡：そうすると、3人そろって議員必携を見ながら問責決議に臨んだということについては、これは邪推か普通の推測なのかかわからないけど、木林さんの関与を率直に言って疑わざるを得ないと思ったから、それで質問をしているんだけど。

木林：関与ってちょっと意味が分からないんですけど、まずあの一議員必携のどこに書いてるのかっていう話は私はした記憶はないんですけども、

吉岡：あーそうですか

木林：議員の方から相談されればそれはお答えしますし、わかっている範囲でお答えしますし、それからこれを作ってくれと言われれば作ります。

吉岡：はいそうでしょうね

木林：吉岡さんから事務調査もあれも頼まれましたし、議運としてあげるのであれば我々作るのが仕事ですから、作りますんで、これはさっき言った回答漏れてましたけど、これは私作りました。

吉岡：書いたんですね

木林：はい、じゃないと、議案の作り方がわかんないと言ったら議員に失礼かもしれませんが、

吉岡：実際はね。私の場合は自分で書きましたけどね。

木林：まーたたき台は

吉岡：たたき台というか、まーね、修正はありましたけど。いずれにしてもその人に合わせて対応してるんだろうと思うからそれは理解してますけど。

私が理解している田村氏、たかお氏は、もう少し書くかなってイメージあるんだけど、おそらくこれは木林さんが・・

木林：うーんと正直言うと、その時点では何もないですから、やるっというかあげるってことになれば作らなきゃダメなんで、

吉岡：そうですね

木林：それはその3人が作るということは、とてもできませんので、作ることはできませんから、私の方で作りました。はい。

吉岡：あとで忘れてたらあれですけど、覚えてたらあとで説明して下さい。僕気が付かなかったんですけど、隠ぺいではないかという私のHPの中になかったと思うんだけど、もしあったら、後で読みなおしてみても、そんなこと書いてあるかなと、もしあればそれで次の話、で、今回の

木林：あの、ごめんなさい、今の関与っていうの部分では、前回作ってますし、それに受ければ答えてますんで、そういう見方、職務に関しては答えてますんで、関与してるかって言われれば関与してますね。

吉岡：それは事務局長としてしての職務に属する関与っていう趣旨ですよ

木林：それは議員必携のどこにかいてあるだとか記憶の中ではそういったことを聞かれた記憶もないし、どこに中とか載ってるのかそういった話をした記憶はない。

吉岡：あーなるほどね、ただ、田村氏とたかお氏の映像は、私の網膜の中に残っているんで、客観的に見ましたよと言ってることだからそれは信じてもらうしかないんだけど、

木林：それは疑うあれもないですし

吉岡：まさかHP見てると思ってなかったから 直線引いてるんだけど、問責決議出る話信じてないんですよ。一般質問があつて昼飯を食べてる最中のあとで、問責決議が出るよつて話を聞いたんだけど、あの時点では、私からみのもので、勉強会とか指導を受けたんだなというこれは勝手に解釈したんだけど。自信持ったのは鳥越氏がいつものように人をこぼかにしたアクションじゃないくて、一生懸命議員必携を読んでも、議員必携って画像に出てるから、あー、読んでるんだ、3人そろつて読んでるんだつて、その状況は私的には異常に思ったから、そしてそのあとの問責決議を見るとそこに向かつてる一里塚なるもんだというふうに受け止めたので、いわば一切納得したんだけど、それでどの程度木林さんがね、成立のために関与したのかという点で、最初のことのくくりは鳥越氏かあとの二人かが問責決議を出そうとか正月にかけるとか、そういう話題になっていたに違いないと思うんだけど

木林：うーんと、一番最初の話は、あとで議事録見たらわかると思いますけど、議会運営委員会、12月議会の運営委員会があつて、その最後の議題の中で吉岡さんのホームページにこういうの出てますよつていう報告を私の方からしました。

吉岡：コピー取りました、それは聞きました

木林：私の方はそれしかできない、それしかできないっていうか、これを問責にやるとか処罰やる
とかそんなことはできないので、私の方が吉岡さんのHPにこういう記事が出てますよって
報告はしました。

吉岡：うーんなるほど

木林：それが一番最初の

吉岡：それはね、議長から呼ばれて来たの。私　　ちましたから。

色んな人から色んなこと言われたので、いっぱいしゃべる割には適切にほら、対応できない
から、いっぺんに色んな人から言われて言われっぱなしになってしまった状態だったんだけ
どね。

木林：おひとりでしたからね、3人4人

吉岡：そうだね、入れ替わりね、ただあの一定時間たつと整理出来たり、自分の言うべきことを整
理できるからそれはそれでいいんだけど、ただ、そこで一つ疑問なのは、どこに書いてあっ
たんだっけ？木林さんがそれを議会中に配ったっていう動機というか考えがね、

木林：はい

吉岡：もしそのままであれば、それは不適切でないのとかね、たとえばね、おかしいんじゃない
の、そこ間違ってるんじゃないのという指摘がなかった、してなかった　それは言われたこ
とは事実ということを確認して、訂正したり削除したりということがあるので、一番覚えて
るのはさ、検査結果来たでしょ、職場から。その時私もちゃんと確認しなかったんだけど、
牧田さんが、私の記憶では本人が否定したかどうか別だけど、色々まだしてるはずだよ、あ
の結果がね、だから確かめてください、そういうやり取りがあったんだけど、あとでまた電
話きて、「来てました」って言ったときに事務局でも知っているって私は聞いた記憶はある
んだけど、だけどそれはちゃんと確かめるべきだったんだけど、俺はその時に事務局に来て
るって趣旨のことを書いたら、すかさず木林さんに電話して、知ってませんよってまだ事務
局には知ってませんよっていう風に指摘されたから、そして俺は削除したんだけど

木林：私そのことで吉岡さんに電話してません。私が電話したことがあるのは、私の個人的な名前
を出して、ちょっとないことを書かれたんで、それは電話しておかしいんじゃないすかって
電話したら吉岡さんが直してくれました

吉岡：それはね、記憶あります。内容忘れたけど。だけどその、議会事務局に来てますよってこと
について、来てないんだと、非常に感情的に言って、そして、あ、わかりましたと、これは
議長とのやり取りで確認して書いたんだけど、来てないんだよ、そして今日来てましたと、
その時点で今きました、さっき来ましたって言ってたんだよ、それで俺はわかりました
と、そしてそれは訂正したんです。その時にね、それは書かなかったけど、これは「捏造だ
よ捏造だよ」って言ったってね(木林さんが)

木林：それは吉岡さんに来てもらって今さっきの話した時に複数で話したときにそれは僕言いまし
たよ。議長はそんなの知るすべはないんですって話はしましたよ。ま、感情的かどうかは別

として。

吉岡：あのね、それは中身的にはね、リアルなの、リアルタイムの話だったの。まだ来てないんで
すかって俺議長に確認してるわけ。ね、もう来てるはずだって。

木林：吉岡さんは吉岡さんでやり取りがあって、まず始めはね。

吉岡：始めはね、そしていやまだ来てないんだよって話したから。議長から提案したらね、しまし
たって話したから。今はあの時は産業観光課らしいんだけど、1回事務局長が来てるっ
て言ったときがあったのかな、それで俺がそれを書いたら指摘されてそしてその時に「今来
ました」ってことを言ったわけ。今っていうのはジャストナウって 代わりに

木林：今来ましたってだって吉岡さんにすぐは報告しないですよ僕は。したとしても、議長と委員
長には連絡しますけど

吉岡：それはね、私のHPを否定するために理由として言ったことなの。なんも私に報告する必要
もないわけだから。まだ来てないのに来たのかのように私のHPに書いてあるから、それは
事実と違うよということを指摘したの。

木林：それを連絡した記憶はないです。

吉岡：あーそう

木林：あの、来てもらってその議長と話したときにそれは言った記憶はありますけど

吉岡：うーん、電話でのやり取りだったんだよね。その時にね、それは捏造だよといったのは覚え
ていて、事実の確認の間違いと捏造と意味が違うぞって俺は思ったけど、それは反論したん
だけど。一応そういう経過もあったわけ。いずれにしても一回事務局長が、これ読んだとき
に非常に違和感を覚えた、記事にね。私の書いた記事に、私の書いたHPに違和感を覚えた
と。それはその時点では個人のいち個人の事務局長としての個人の受け止めだと思うから、
当然従来の流れ通りのクレームをつけるとかね、これおかしんじゃないかと、削除すべきじ
ゃないかとか、そういう意見があって、私は からね、それは必要ないよって言ったとす
るでしょ。私に対応したと。それは本心じゃないと。経済の常任委員会で扱う問題だから、
経済常任委員会にやっぱり持ち込んで委員会にしましろう、順番としては経済常任委員会
先に来ると思うんだけど、とりあえずはね、まーとりあえず少しはまた集まったかどうか
知らんけど、コピーまで取ってね、回してね、これは問題だこれは問題だというような対応
が、本人私とのかかわりなく、実際やったわけだから、そのような流れで見るとね、やっぱ
り何らかの意図とか、木林事務局長いち個人の判断でやったのか、それとも副町長とか町長
とか役場サイドからのサジェスションとか

木林：あー、それははっきり言っておきますけど、町長、副町長外側からのアクションだとか指示
だとか命令だとかそういったことは一切ないです

吉岡：なるほどね、わかりました。色々状況的にはね、推測させるいくつか(事務局長の対応は)、
私が考える正常なあれじゃないものだから

木林：はい、あの吉岡さんからしたらそうかもしれないけど、我々の方は、我々って言ったらおかしいけど、事務局長としては、今までの吉岡さんが議員さんになられてからの経過も踏まえた中での対応ですので異常だとは思っていませんし、**議会の中の秩序の関係は、議会運営委員会、総務常任委員会**でやるものではありませんので、**議会運営委員会**でやるもので、それが議題にふさわしくなければ、議会運営委員会の方で、なんだこんなもん出してということで却下してくれという話ですし、それがやっぱり問題だということであれば、取り上げざるをえないんじゃないんでしょうかね。あれは一応、議題というか議案の資料作成が我々の仕事ですので、一応今までに却下された部分、それはおかしいんじゃないかと言われて辞めた部分もありますけれども、それが仕事ですのでそういう範囲の中で私やらせていただいたという認識でいますので

吉岡：今ちょっと気になっているのはね、その時のHPは不適切だと判断したと。それについては私は全くコメント受けてないから、言ってみればね、さっき言ったようなコメント受けてい
わゆる問題ないというふう拒否したとすれば、そのうえで、ま、持論でいいけど、そこに
議題に載せたということはあるんだけども 一切なく議題に載せたということについては、
今の説明だと議員になってからの一切のいわば総括的な判断とかなんだかんだのように、
いうのは

木林：総括的というか、まーまーまーそこは吉岡さんどう捉えてもいいですけど

吉岡：いや、なんで 議員になってからの全体を判断してね、そういう趣旨の発言をしましたよね、それを自分は総括的と表現したんだけど、適切な表現があれば、木林さんの気持ちの表現があれば一番いい

木林：な、何をですか？その

吉岡：つまりプロセスを経ないで、いきなりコピーを取って議運にかけたということについて

木林：そのプロセスかどうかというのは、吉岡さんのプロセスであって、私のプロセスではない
んで

吉岡：うーん、なるほど、いきなりやるってことがね

木林：いきなりっていうか、そのそれは度合いにもよるんじゃないでしょうかね

吉岡：うん、もちろんその議長から

木林：それは私個人的なことでしたらすぐに吉岡さんに言っておかしいんじゃないかって抗議しますけど、それが議会のことであれば

吉岡：うん、まーそうかもしれないね

木林：ですから手順ふんで議運に問題あれば議会運営委員長の方から直接いってもらうか議長からお話いただくか、それがプロセスなんじゃないんでしょうかね。それが一応担当がですよ、議会としてのことをおかしんじゃないかということは、それはそれは越権行為ですよ。議運委員長とかを議長を超えて私やることではないんで

吉岡：いや、事実上そこはぎりぎりいってると思うけどね。いわゆる不適切と判断して問題あるという判断をして、だからコピーを取ってね、配布したわけでしょ

木林：問題としてというかおかしんじゃないんですかということ配りましたよ

吉岡：うん、それは同じことだと思っただけ

木林：ちょっと違うと思ういますけどね、それを議論するつもりはないですけど、はい、すみません、あとは何か。。

吉岡：まーそういうことですよ、それとね、それともう一つ聞きますね、あの一問責決議を取る時に、鳥越議員が読み上げましたよね、行政機関の保有する情報の公開に関する、

木林：あーはいはい

吉岡：ありましたね、あれは木林さんが提供したんでしょ

木林：聞かれれば提供します

吉岡：あ、そう、どういう風に聞かれたんですかね

木林：どうしたかは記憶にないですけど、一応提供したのは私の方からです。

吉岡：そうですね、いやだろうと思ったんだ

木林：あのこれ渡してこれ読めなんて私はそれはやらないですけど。

吉岡：あーそうですか

木林：はい、それはそれはやらないですよ、そんな、それこそおかしなことじゃないですか、それやると。

吉岡：おかしいでしょ

木林：はい、それはおかしいですよ、でも聞かれたらそれは資料は渡しますよ。

吉岡：うん、でもその資料が適切か

木林：うーん、適切じゃないかどうかとかっていうのは考え方は合ってると思いますけどね。

吉岡：いやいや、だって今回についての

木林：いや、その議論をすると長くなるんで、私そういった議論はここではしたくないですよ、合ってるかどうかとかっていう、そもそもの認識が違って皆さん違うわけじゃないですか

吉岡：いや、そういう風に、一種のみんなが違うっていうところにまでもっていくと、何もかにも違ってしまふから、

木林：特に今までさっきの話じゃないですけど、吉岡さんと今まで話しても全くかみ合っていないじゃないじゃないですか

吉岡：・・・そうかね

木林：ずっとかみ合っていないと思いますよ。

吉岡：あーそうかい？

木林：はい、ですんで、そこの議論は今ここでしません、合ってるかどうか

吉岡：それはあくまでも情報の提供するときの指示があつてそこにあの同調してそれを同調報告のような形で載せてコメントつけたっていうのと いくつか 違うからね、ただ本人を馬鹿にしてるだけの話だしさ、ただ読まれて 読み終えたってだけの話だから、そういう展開の話になるから。今の話をトータルとして言えば、うーんと、木林さんの意図とかね、それが議運を通してあるいは議員を通してっていうのかな、議会にあのなんだっけ、議決まで持ってたわけだけど、ほかの議員に対して、これで議決したいんだという方向で説明したということはないんですか？

木林：ないですね、そんな、私がさっき言ったように、その資料を持って、問責だとか懲罰だとかっていうことを、議員にやってくれだとか、説明するっていうこと自体がおかしいじゃないですか

吉岡：いや、おかしいおかしいと思ってる

木林：はい、それはやってません

吉岡：じゃあ、議員のメンバーの中にこの文面で、いいですかっていうような、そういう説明は

木林：してません、

吉岡：していない

木林：はい、議運のメンバーにはしてません

吉岡：していない、あーそうですか

木林：だって、あのーそれこそ名前があがったのが工藤さんが上げて、田村さんが賛成していたわけだから、はい

吉岡：は一、少し聞いてたのと違うから。信じられませんけど

木林：だって、あのー、それは議事録見たらわかると思うんですけど、議運はそれこそ問責上げる直前に議運やってるんです、あとで見たらわかりますよ、米川さんは議運の委員長ですよ、自分ではもう取り扱わないと言って閉じちゃったんですよ、その点はやりませんで、またちょっとそれも問題なんですけど、閉じちゃったのに、これを作っていいかどうかっていう確認はですからできないんですけど、物理的に、(議会の)もう20分か15分くらいの前に議運終わったのかな、もめて米川さん閉じちゃったのです。で「やりません」ですから、議運の方々にこれをもう配るのは無理で、あとはその言われて作ったのはこれなんで、これを配ったっていうか見てみてもらったのは二人。

吉岡：二人だけだね

木林：そうです、ま、二人だけっていうか、鳥越さんも見たかもしんないけど、少なくとも議運の皆さんに配ったりということはしてないです

吉岡：なるほどね、うん、あの一聞いてると思うけど、聞いてるっていくか、渡してないってことだったんで、直接本人に渡したんだけど、ここに書いてある5つの点で、えーっと、4つの点で（工藤隆男氏と田村氏に）質問したわけよ、そしたら答えないと。うーんと、工藤隆男氏は「考えがあるんだけど答えません。」田村氏は「何言ってるんだよ、とんでもないよ」っていう、まー暴言に近い言葉で。答えてないわけ。何を言いたいかというと、問責決議を提案した本人たちが内容を理解していない、していると言い難い、つまり人に説明できない、法律的な根拠を示せない、まーそういう状況の中で問責決議が提案されたということです。

木林：うーん

吉岡：だからあの一他の事例で今調べている途中だけでも、問責決議が出る時は、議論するときは当事者だから席外してもらおう、法律上の問題があるんだけど、問責決議の文書それ自体が、あらかじめ当事者に配られたり、あるいは議員に配られたり、そういうことがあるのかどうかってことを今ずっと調べてるところなんだけどもね。これあの一ほんとに、たまたま昼休み飯を食べてこれから監査委員室と思って、顔出したら 何人かいたんだけど、そこで吉岡さんの問責決議があるって初めて知ったわけ。そういうことってあるだろうかってね、普通問責決議出すって言ったら、あらたにおいて議運になるか一定の個人になるか 別にして、問責決議出されましたって あらかじめ伝えられるのかが一般的なのか、そうでないのかは今のところは、僕は断定できないけど、そういう決議ありますよっていうことがあって、この中には当然先ほど言ったように、当事者（工藤、田村）に質問したように、どういう根拠で ひとつひとつ出されたのか、そうするとそれについて答える義務があるわけでしよ、ところが突然、話してるから、他の議員も質問できない状態なんですよ、中味的には。だから実質上10分ちよっとくらの時間がわからないけど、データがない。つまり、検査結果を役場に届いた、時系列であっても思い出して、述べて、その点の問題は問題であるという認識なんですっていうことは、発言するの機会を与えられたれども、問責決議の本身について質問したり反論したり、そういう機会が一切与えられてないから、いわば知らないうちに議決されたっていう状況になってるんだよね。だから整理していえばね、この文章は、議会で事務局長が書いて、それを提案した二人はその中味をよく理解していない、法律上も理解していない、賛成討論に関しては全くとんちんかんな関係ない法律の名前を挙げて読み上げたわけ。その他の は議決されてるから、それは尊重されなければならないのかもしれないけれども、事実上の はね、本人知らない。

木林：本人は知らないって言ってますけど、吉岡さんにこっちに来ていただいた時に、議長から問責決議出される可能性ありますよって話は2回くらいしているはずですよ。

（この件は、木林事務局長が、録音を確認して間違いであったことを認める）

(深川市議会事務局からの回答) (令和2年4月17日付け)

1, 議案は全て、議会運営委員会で審議方法を確認し本会議に上程。

議案自体は、2人以上の賛成者とともに連署により議長に提出。

2, 問題になった行動に対して、議員本人から聞き取りを行った。

3, 問責決議にかかわらず、動議(案)、決議、意見書は、事件が採決される本会議の2日前までに議長に提出することになっている。

(今ほどのお尋ねの件についてお答えします。問責決議文についても、他の議案と同様に、議案として全議員に事前に配布しております。(4月17日)

(吉岡に対する問責決議に関して)

① 令和1年12月13日 議長から議会への呼び出しがある。

理由は、前日の私のHP「追分旭の汚泥検査。重金属の基準オーバー問題への論評にクレーム。削除を要求される。拒否する。

議会事務局長が、吉岡のHPのコピーを取り、議運に回し、【経済常任委員会及び議会の手続きの軽視、及び侮辱、危険性を煽る内容。根拠なき企業名の公表】を問題視した。

さらに、風評被害、信用低下、ウソの表現、数字もウソ。

これらは、安平町議会としてみられる。

② 事前の連絡もなく、突如、議会に議員個人による問責決議案が提案される。

ただし、この問責決議案は、議会運営委員会における【審議】が行われていない。

しかも、当事者の議員にも、決議案上程の知らせはない。たまたま、議会開会の10分前に議場の机の上に決議案が載っていることを知らされる。m

その意味では、ほとんど闇討ちに近い議決だった。従って、決議案は、ほとんど読んでいない。原因とされた追分旭の重金属の検査結果を巡る動きに関して、弁明したのみで

それ以上の【問責決議案批判】は出来なかった。提案者の工藤隆男議員と同調者の田村議員に質問書を提出。回答を拒否される。

③ 6:4で可決される。

吉岡：あーそうですかね、ほー？覚えてますかね

木林：うーんと、たぶん覚えてるはずですよ。1回か2回かわかんないですけど。言ってるはずですよ。ですから全く知らないっていうのはちょっとどうなんでしょうかね。

吉岡：中味の話をしてるんだけどね

木林：あーいやいや、中味っていうか、出されるかどうかっていうのを知らないっていうことのはどうなんですかね。

吉岡：うーん、なるほどね

木林：そこで、自身のほうから問題点も言ってるとは思いますが、理解したかどうかはわからないですけど、議長の方からも問題点は言っていますんで、その問題点とそこに書いてあることはそんなに中味はそんなに遜色ないんじゃないでしょうかね。

吉岡：いや違いますね。私が記憶があるのはね、プロセスが途中なんだから、それを表に出たらまずいんじゃないかっていうことの記憶はあるんだけどね。そういう話じゃないからね。だからそれとの関連で問責決議が出るとか、まー、ほら、能力の問題もあるから理解力の問題もあるからね、ちょっと時間が必要だから。うん、だから、その一、なんていうの、頑張ってるや取りできなかった部分は残ったにしてもね、やっぱり正式に問責決議してもそういう文章が出ますと、その中でも知らないとき、ただそれが一般的なこともわかんないよ。

木林：本人が知らないというか、出されるかもしれないぞということは、言ってんですからどんなんでしょうかね。私は問題ないかなと思いますけどね。しかも議員の、議会運営委員会の、議会の秩序の関係を議論する場が閉ざされたわけですから、そうすると、本会議にポンと出すしかないですよ。(アンダーラインの事実はなかった、と木林事務局長が確認)

吉岡：あの、議会の秩序っていうかね。議会の中で暴言をはいたとか騒いだとか、何とかっていう範囲のことであってね、HPに載っていることで、論評したり批判したりっていうのは、それを議会の秩序っていうかどうかね

木林：あの一、全部議会の中だけかって言われるとそうではなくはなて、議会のような、議案の？戦場ですとか、なんだったかな、議会だったかな、外にあるものも、外でやってることも絶対ダメかというと言われるとそんなことはなくて、あの一、特に今回問責ですので決議ですの、そこに抵触するものはないかということで、あの一、議会の規律を乱してるかどうか、乱してる人に反省してください してる

吉岡：乱してるって中味がね、どちらでも新聞紙が書いてあるたぐいの記事のことであるかもしれないわけだよ、それ自体はね、

木林：それ自体はっていうか

吉岡：表現の自由とかっていうことをね、ちゃんと勉強してない 知らんけどね、それは、公然といわば公開された範囲の中の対象である意見とかね、そういう判断もできることだか、

木林：いいですか

吉岡：あと一つ、この中にね

木林：この中ってどの中ですか

吉岡：読んでいないようだけど、読んでるのかな

木林：どれですか？

吉岡：確認してある

木林：それは読みました読みました。読みたくないけど

吉岡：読んだけどそれに対する反論は読まないんだ

木林：反論するものはないんじゃないですかね。なんか反論するんだったら反論文を議会として作って出すっていう風に決めていただければ反論文作りますけど、そういったものは今のところありませんので、それは私が個人的に反論文書くのは

吉岡：いやいや、あなたに書けなんて言ってない。えーと、一つ聞きたいのはね、この中に

木林：この中のこと僕聞かれてもわからないですよ、だから僕書いたわけじゃないからわからないですって

吉岡：あなた読んだでしょって

木林：読みましたけど、中のことを聞かれても 私書いた何者でもないじゃないですか

吉岡：じゃあ質問聞いてからにしてください

木林：わかりました

吉岡：えーとこの中にね、本来議会運営委員会が統括した問題ではないかって書いてあるわけね

木林：あーはい、書いてますね

吉岡：うん、議会や町が破壊される 相当な被害妄想のことかだね、そこでね、議員必携を読めばね、えーと、議連の権限の中に、議会運営委員会に関する事項の中に、該当するものは議員及び委員会出席議案と書いてあって(条例いてん書決議)って書いてあるわけね、だからこれを扱うってことだから、この決議は問責決議だから、これを議運が扱うってことでしょ

木林：問責決議を、問責決議っていうかその、案件事態は取り合わないってことで。議員の委員長さんが閉じちゃったわけでしょ。だから議員が扱えないですよ、

吉岡：そうだよ

木林：ですから、本会議で発議で出したんじゃないんですか

吉岡：あれは議運の扱いではなくて、あくまでも一個人の

木林：はいはい、そういう扱いじゃないですかね、そう理解してますけど

吉岡：そしたら、ここに書いてあるのはあなたの意見じゃないから、別に同意を求めることもないのかもしれないけど、ここに書いてあるのは、議運の委員長の資格がないのって書いてあるよね

木林：ちょっと細かいところまではわかんないすよ、覚えてないですね

吉岡：責任でないと感じるというのか、まーそれ評価だからいいんだけど。議会の崩壊を防ぐこともできないよねって書いてある。まー、ここに書いてある人はね、運営の中身をよく知っている人ですよ

木林：まーそれ見ると、僕の推測ですよ、勝手に。いつかわかんないけど議員さんをやった方じゃないかなと思いますけどね

吉岡：一見そういう風に思わせるものあるしょ、議員の名前は別にして。そしたら、一種のカモフラージュだよ。だってこの人は、名前をチラッときいたけど、こんなに細かい議運のやり取りを知ってるはずないもん

木林：でもそこに出てきてる、僕記憶あるのは、議長の名前も出てきてるんですけど、議長は少なくとも議運で決めたことを、吉岡さんに直接話してるわけですよ。吉岡さんに来てもらって。にも関わらずなんか議長を馬鹿にした小ばかにしたようなこと書いてますけど。

吉岡：誰が？

木林：いやこの手紙の中で。それは記憶にあるんですよ。それはその人知らないから、知ってるようで知らないのかなという感じは覚えましたけどね。

吉岡：常識的に知ってるわけないでしょ

木林：まーそうですね

吉岡：これはね、見当つくんだけどね、あの一作るんですよ、この人じゃないかって思わせるのを作るのに、小細工をしてね。それから、出したから

一定の年配で、追分の公民館を使っているような人に転送して、でも書いたのは小細工をした本人たちってこともあるんだよね。だって内容的に詳しいもん

木林：言っときますけど私じゃないですから。はっきり言っときますけど、

吉岡：あーなるほどね

木林：はい、なんか、疑ってるような話を遠くから聞こえてきましたけど。はっきり言っときますけど私それ書いてませんから。

吉岡：あーこれね。わかりました

木林：はい、それだけ言っときます

吉岡：はい。

木林：それは私わからない

吉岡：前も同じ投書にしても、2本あったでしょ。

木林：はい、2本、そうですね

吉岡：1本はね、議員の給料がね、なんか自分たちの あったでしょ。

あれは私がいったことだったんだよね。もともとは。そうやって、そしてもう一つつけて、その人に議員の直接議員の それで、いかにもこれから出かける風にして、小細工して書いたんだけど、けど、いったん私と比較的近い議員がね、これは吉岡さん書いたのかなっていうわけ。なぜかしたら、議員の給料がねって、いったん私の方に向かわせて、そして書いてるから、あれは吉岡書いたのかなって思う人もいて。同じ手だよ

木林：それは私はわかりませんが。少なくとも言っときますけど私じゃないですから

吉岡：はい、わかりました。それとね、それとついでに言っとくけどね、一番最初あなたにね、けっこう呼ばれてね、注意を受けてるわけ。

木林：議員になった時ですか？あ、はいはい、注意というか

吉岡：注意っていうか抗議っていうかね。それがね、どこと絡んでるかっていったらね、だいたい鳥越さんと絡んでるわけさ。例えば、私議会でね、録画撮ってるでしょ、あ、録画じゃないくて、録音取ってますねって聞かれたことあるわけ。

木林：あーそうですね、ありますね。

吉岡：ありますね

木林：録音？電子？その話ですね？それは記憶あります

吉岡：あるでしょ、その時はね、そういうことしてないっていうので別れたの。でね、なんで不思議に思ってたんだけど、それは疑問のままだったの。鳥越が、小笠原さんに、吉岡さん録音してたでしょって聞かれて、いやなんもしてないよ、だってそんな必要ないべやって。録画されてるんだからって。てやり取りして、そのうちに呼ばれて、そして牧田議長だったかな、ま、呼ばれたわけ。俺は俺の流儀じゃないんだよって。する時はちゃんと断ってやるから。命かかる時はね、こっそりやるかもしれないけど、って話をしたら、いやー、あなたの流儀はどうでもいいんだけど、要はやったかどうかってことなんだっていうから、俺はやってないよって言ったの。で、ずーっと疑問に思ってたんだよ。たまたま改めて、なんであること言うんだろうなと思って、ハッと気が付いてね、あ、これかい？て言ってこれ出したの。これ電子辞書。私字、漢字よくわからないの。かっこつけずにメモするの。忘れたら困るから、確認したりわかんない言葉調べたり、確認してるから。それは昔からの習慣なの

木林：それはでもわかったって話で終わってるんじゃないですか？

吉岡：あとででしょ？

木林：あとでっていうか、もうそのあとかわかんないですけど

吉岡：あの一総務委員があった時に、あ、鳥越だなんてわかったもんだから、鳥越にこれなんだか知ってるかい？って聞いたらさ、そこでじ〜とみててね、わかんなかったの。これは電子辞書だよって言ったの。そしたらあーわかってますって。なんでもわかってますっていうんだけどさ。知らなかったんだわ。これをなんかね、レコーダーだと勘違いしたらしいんだよね。でもでもすいませんでしたって言葉もないの。それから、これも木林さんに怒られたんだけど、鳥越絡みなんだけどね、彼が決算委員会かな、その時にさ、黙れっていったっていうしょ。私は記憶がなくてね。

木林：またその話ですか

吉岡：いやいやだから、それだってそういう問題、よく議事録見たらね、黙って聞きなさいって言ったの。多少感情的になってたからね、あんまり言われると、2人か3人にかな、言われるとき、自信なくなってきたね。そんな気になるでしょ。だから、そういう点が結構あるのさ。それから鳥越

木林：けっこうあるってのは何、何、何を言いたいんですか？それ鳥越さんから言われることが多いってことですか？

吉岡：言われることをね、真に受けて

木林：鳥越さんだけじゃないですよ、僕直接見てあれって思うものは直接言ったこともありますよ、吉岡さんに。全部鳥越さんから言われたことばかりじゃないですよ

吉岡：いや他にもね、あつて、たまたま調べてみたら、事実と違ってたってことがあるんだけど。まー、まー、根底に信用してないからそうだっていうことなんだろうけども。まーそういう意味では、少し慎重にお願いしますよ